

報 告 書

平成28年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

1 はじめに

(1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な援助に資するため、「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するものである。

(2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の4課体制であるが、毎年度2課を評価・検証の対象とし、各課について隔年ごとに評価・検証を行う。平成28年度は『育成相談課』と『一時保護所』を対象とした。

(3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成（事前に業務ごとに設定した自己点検項目に基づくチェック）
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施（平成29年2月9日）
- ③ 委員による評価・検証（平成29年2月27日）

2 評価・検証結果

育成相談課について

(1) 各区子育て支援課（家庭児童相談室）との役割分担について

〈現状〉

区子育て支援課（家庭児童相談室）では、保護者の育児能力不足や生活基盤が不安定なケースは、児童の安全配慮から施設入所を提案する傾向にあり、「施設入所後もすぐに帰ってくる」など安易な言葉かけを行う傾向があり、その後の子ども相談所による家庭復帰に向けた取組に支障をきたす場合がある。

このような可能性が高い場合は、初期対応から区子育て支援課（家庭児童相談室）と協働で取り組み、対応するようにしているが、そうすると主体的な判断や対応を子ども相談所に委ねてしまいがちである。

《意見》

児童相談所と家庭児童相談室の連携における全国的な課題である。

人事交流等により、児童相談所と家庭児童相談室のどちらの部署も経験することにより調整と相互理解を図っていくよりほかない。

また、アセスメントをはじめ、施設入所後に行う保護者への家庭復帰の取り組みについても、子ども相談所と連携しながら区子育て支援課（家庭児童相談室）も一緒に検討、指導を行うことでこれまで子ども相談所が苦慮しているところを理解し、施設入所を安易に提案することが少なくなるのではないか。

（２）子ども相談所虐待対策課との担当割について

《現状》

複合して多面的な要素が絡み合っているケースについて、子ども相談所内において育成相談課と虐待対策課のどちらが対応すべきかで判然とせず、初期対応で混乱することがあり、そのような場合は、育成相談課と虐待対策課の双方がケースカンファレンスで意見を出し合いながら調整している。

《意見》

育成相談課と虐待対策課の担当割については非常に大切である。所内の各課で情報共有等の漏れがないよう十分な連携が取れているなら問題はないが、課別にケースの担当割をするのではなく、インテークとアセスメントを一本化して行った後、担当割する方法等も検討すべきである。

一時保護所について

（１）入所定員について

《現状》

一時保護所の定員（２０名）を超えて児童を受け入れている期間や、男女比、年齢比が偏っている時に処遇困難な児童を受け入れる際は、適切な援助ができるかどうか不安を感じながら対応している。家庭引き取りや児童養護施設等への一時保護委託に努め、入所児童の安全を確保できるよう心掛けている。

また、一時保護の増加傾向に加え、児童の入所期間の長期化、施設の入所待ちによる定員の超過が続く場合には、児童のけがの状況や有無について、確認できなかったこともあったため、指導員以外や非勤日の非常勤職員等の応援体制で対応している。

《意見》

一時保護所の児童の受け入れについて、児童の滞留を防ぎ、回転を良くするためには、一時保護委託ができる施設の確保が必要である。児童養護施設等が満員で受入が難しい場合や保護者のレスパイト等による乳児の一時保護委託については、里親への委託も検討すべきである。ただし、この場合、児童や家庭に対するアセスメントを十分に行い、里親の負担を考慮した慎重な対応が必要である。

3. 子ども虐待検証部会委員名簿等

| 委員名 | 所属等 | |
|-------|-----------------------------|------|
| 才村 純 | 関西学院大学人間福祉学部教授 | 部会長 |
| 加藤 曜子 | 流通科学大学人間社会学部 人間健康学科教授 | 副部会長 |
| 石田 文三 | 春陽法律事務所 弁護士 | |
| 郭 麗月 | かく・にしかわ診療所 精神科医 | |
| 坂本 晴子 | 大阪赤十字病院 新生児・未熟児科部兼救急部 医師 | |

順不同・敬称略

○ 平成28年度子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・第6回 平成29年2月 9日（木）13時30分～15時30分
堺市役所本館3階 第3会議室
- ・第7回 平成29年2月27日（月）13時30分～15時30分
堺市役所本館地下1階 多目的室